

広告掲載等基準

(平成19年3月23日企画財政部長決裁)

(趣旨)

第1条 釧路市広告事業実施要綱第4条第1項第3号の規定による広告媒体に掲載等をする広告のデザイン、文案等に関する基準は、別に定めるものを除き、この基準の定めるところによる。

(デザイン、文案等の基準)

第2条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載等をする広告のデザインに用いてはならない。

(1) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係かつ必然性のないもの。ただし、広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。

(2) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

(3) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

(4) ギャンブル等を肯定する表現

(5) 青少年の人体、精神又は教育に有害な表現

2 次に掲げるものは、広告媒体に掲載等をする広告の文案に用いてはならない。

(1) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」「当社だけ」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

(2) 投機心、射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

(3) 虚偽の内容の表示

(4) 責任の所在が明確でない表現

(5) 広告の内容が明確でない表現

(6) 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービ

スなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現

(7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でない表現

(表示内容の共通事項)

第3条 広告媒体に掲載等をする広告の表示内容に関する共通事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること。

(2) 広告主の名称、所在地及び連絡先を明示すること。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じ、広告媒体に掲載等をする広告のデザイン、文案等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。